

# 人事,労務担当者が押さえておきたい基本判例

## Part2 ～重要労働判例について弁護士がわかりやすく解説～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会  
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

近年、企業の安全配慮義務などを巡り多数の民事損害賠償請求がなされています。最近の労働裁判例について理解を深め、訴訟リスクを低くする参考にさせていただくため、弁護士が労働判例について解説します。人事・労務管理の担当者に受講していただきたい講習会です。

昨年同種の講習会を行っており今回はPart2として昨年の必須重要判例に加え、新たな重要判例と26年10月23日最高裁の「マタニティーハラスメント(マタハラ)判決」の解説もさせていただきます。

記

1 日時 平成27年3月18日(水) 13:30~16:00 (開場・受付は13:00~)

2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階セミナー室  
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)

3 講師 木村 恵子 弁護士(安西法律事務所)

4 内容 解説基本判例

- ・私病で命じられた業務に従事出来ないとして自宅待機・賃金不支給したが、他業務配転可能とし賃金支払いを命じた例
- ・運転手の運転中のくも膜下出血に対し、長期の過重業務による疲労の蓄積に、業務起因性を認められた例
- ・下請け社外工の難聴について、元請けの設備等使用、元請けの事実上の指揮、本工と同じ作業を認め元請けの安全配慮義務を認められた例
- ・慢性腎炎休職の大型貨物運転手の復職拒否について、他に可能な部署があり配置が可能なら就業可能と言うべきとされた例
- ・メンタル疾患を申告しなかった場合でも、過重労働でうつが増悪したなら、不申告を理由に過失相殺は出来ないとされた例
- ・放射線被ばくを理由に健診を拒否した教員に対する懲戒処分は有効とされた例(改正安衛法のストスフィクは受診義務なし。)
- ・妊娠中軽易な業務への転換に際し副主任を免ぜられ、復職後も職位復帰できなかったことが均等法の禁止事案に当たらないとした原審を差し戻した例 その他

5 受講料(消費税・テキスト代含む) 会員 4,000円 それ以外の方 5,000円

6 定員 30名

7 申込方法等

- ①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会あてFax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFax返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から3月11日まで2週間ない場合は3月11日(水)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

- |  |                 |        |              |
|--|-----------------|--------|--------------|
| ・銀行名                                   | 三菱東京UFJ銀行田町支店   | ・口座番号  | 普通預金 0397963 |
| ・口座名義                                  | 一般社団法人 三田労働基準協会 | ・名義人住所 | 東京都港区芝4-4-5  |
| ・振込人名の前に、講習会の月日を記入ください。(例0318 〇〇カイシャ等) |                 |        |              |

③受講の取消:3月11日(水)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。

8 問合せ先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyoo.or.jp>

電話:03-3451-0901 FAX:03-3451-7692

\*この講習は城南労働基準協会協議会(三田,品川,大田,渋谷労働基準協会)の共催により開催、幹事協会は三田労働基準協会です。